

別表第1（第5関係）

| 区分                  | 基準額  | 対象経費  |
|---------------------|--|---|
| (1) 病院（精神病棟の整備に限る。） | <p>ア及びイに掲げる基準面積（＝ア＋イ）に別表第2に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。</p> <p>ア 病棟整備</p> <p>(ア) 1床ごとの病室面積を6.4m<sup>2</sup>以上かつ1床当たりの病棟面積を18m<sup>2</sup>以上確保する場合<br/>25m<sup>2</sup>×整備後の整備区域の病床数</p> <p>(イ) 1床ごとの病室面積を5.8m<sup>2</sup>以上かつ1床当たりの病棟面積を16m<sup>2</sup>以上確保する場合<br/>22m<sup>2</sup>×整備後の整備区域の病床数</p> <p>イ 実施要綱の3の(1)の加算条件のうち⑩に該当する場合</p> <p>(ア) 整備区域の病床数を20%以上削減する場合<br/>25m<sup>2</sup>×整備後の整備区域の病床数</p> <p>(イ) 整備区域の病床数を20%未満削減する場合<br/>15m<sup>2</sup>×整備後の整備区域の病床数</p> <p>ウ 実施要綱の3の(1)の加算条件のうち⑪に該当する場合<br/>電子カルテシステムを整備する場合<br/>1床当たり 605千円×整備後の整備区域の病床数</p> | <p>ア 病棟（病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等）</p> <p>イ 次に掲げる整備のうち厚生労働大臣が認める部門</p> <p>(ア) 患者療養環境改善整備</p> <p>(イ) 医療従事者職場環境改善整備</p> <p>(ウ) 衛生環境改善整備</p> <p>(エ) 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備</p> <p>(オ) 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備</p> <p>ウ 電子カルテシステムの整備</p> |
| (2) 病院（一般病棟の整備に限る。） | <p>ア及びイに掲げる基準面積（＝ア＋イ）に別表第2に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>ア 病棟整備</p> <p>(ア) 1床ごとの病室面積を6.4m<sup>2</sup>以上かつ1床当たりの病棟面積を18m<sup>2</sup>以上確保する場合<br/>25m<sup>2</sup>×整備後の整備区域の病床数</p> <p>(イ) 1床ごとの病室面積を5.8m<sup>2</sup>以上かつ1床当たりの病棟面積を16m<sup>2</sup>以上確</p>  | <p>ア 病棟（病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等）</p>  |

|                 |   |   |
|-----------------|---|---|
|                 | <p>保する場合</p> <p><math>22 \text{ m}^2 \times \text{整備後の整備区域の病床数}</math></p> <p>イ 実施要領の3の(2)の加算条件に該当する場合</p> <p>(ア) 整備区域の病床数を20%以上削減する場合</p> <p><math>25 \text{ m}^2 \times \text{整備後の整備区域の病床数}</math></p> <p>(イ) 整備区域の病床数を20%未満削減する場合</p> <p><math>15 \text{ m}^2 \times \text{整備後の整備区域の病床数}</math></p>  | <p>イ 次に掲げる整備のうち知事が認める部門</p> <p>(ア) 患者療養環境改善整備</p> <p>(イ) 医療従事者職場環境改善整備</p> <p>(ウ) 衛生環境改善整備</p> <p>(エ) 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備</p> <p>(オ) 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備</p>                  |
| (3) 結核病棟改修等整備事業 | <p>ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表第2に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>ア 病棟整備</p> <p>(ア) 1床ごとの病室面積を6.4m<sup>2</sup>以上かつ1床当たりの病棟面積を18m<sup>2</sup>以上確保する場合</p> <p><math>25 \text{ m}^2 \times \text{整備後の整備区域の病床数}</math></p> <p>(イ) 1床ごとの病室面積を5.8m<sup>2</sup>以上かつ1床当たりの病棟面積を16m<sup>2</sup>以上確保する場合</p> <p><math>22 \text{ m}^2 \times \text{整備後の整備区域の病床数}</math></p> <p>イ 陰圧化等空調整備を併せて行う場合</p> <p><math>15 \text{ m}^2 \times \text{整備後の整備区域の病床数}</math></p> | <p>結核病棟改修等整備事業(病室、診察室、处置室、記録室、患者食堂、談話室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)</p>   |
| (4) 診療所         | <p>ア 承継に伴う診療所</p> <p>次に掲げる基準面積に別表第2に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>(ア) 無床の場合 160m<sup>2</sup></p> <p>(イ) 有床の場合</p> <p>① 5床以下の場合 240m<sup>2</sup></p> <p>② 6床以上の場合 760m<sup>2</sup></p> <p>イ 改修等により療養病床を整備する診療所</p> <p>1床当たり4,270千円×整備後の療養病床の病床数</p>  | <p>ア 承継に伴う診療所(診察室、处置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室等)</p> <p>イ 改修等により療養病床を整備する診療所(病室、診察室、处置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設</p> |

|                   |   | 備等（外来部門を除く。）  |
|-------------------|---|---|
| (5) 療養病床療養環境改善事業  | <p>ア及びイに掲げる基準面積（＝ア+イ）に別表第2に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。</p> <p>ア 機能訓練室<br/>1施設当たり 40 m<sup>2</sup></p> <p>イ 患者食堂<br/>療養病床1床当たり 1 m<sup>2</sup></p> <p>ウ 浴室<br/>浴室1か所当たり 12,482千円<br/>ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、24,967千円とする。</p>               | 療養病床療養環境改善事業（機能訓練室、患者食堂、浴室、附属設備等）   |
| (6) 介護老人保健施設及び診療所 | <p>病院又は有床診療所の病床を廃止（この場合、診療所の併設が必要）又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合</p> <p>ア 介護老人保健施設<br/>整備する介護老人保健施設の入所定員数（削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。）×1床当たり単価<br/>(1床当たり単価)<br/>新築 4,410千円<br/>改築 5,291千円<br/>改修 2,205千円</p> | <p>ア 介護老人保健施設<br/>整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（第4の「交付金の対象除外」にかかるわらず、工事施工のため直接必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | <p>イ 病院又は有床診療所を廃止し、介護老人保健施設に併設する診療所を整備する場合</p> <p>次に掲げる基準面積に別表第2に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 160 m<sup>2</sup></p> | <p>イ 診療所（診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室等）</p> |
|--|---|--|

- (注) 1 基準額及び対象経費は、左欄区分ごとに算定した額の合計額とする。
- 2 対象経費は、特別の記載がない場合は、医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等につながる次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費とする。
- 3 左欄区分(1)(2)の病院の整備事業において、整備区域の整備後の病床数は1病院 150床（公的団体及び持分のない法人は300床）を限度とする。

別表第2（第5関係）

1平方メートル当たり単価 (単位：円)

| 区分  |      | 構造別      | 1平方メートル当たり単価 |
|-----|------|----------|--------------|
| 病院  | 精神病棟 | 鉄筋コンクリート | 244,600      |
|     |      | ブロック     | 213,200      |
|     | 一般病棟 | 鉄筋コンクリート | 207,500      |
|     |      | ブロック     | 180,900      |
| 診療所 | 一般地区 | 鉄筋コンクリート | 183,200      |
|     |      | ブロック     | 159,300      |
|     |      | 木造       | 183,200      |
|     | 豪雪地区 | 鉄筋コンクリート | 196,300      |
|     |      | ブロック     | 171,100      |
|     |      | 木造       | 196,300      |

(注) 建築構造が、鉄筋コンクリート、ブロック、木造に該当しない構造については、下記のとおりとする。

- (1) 鉄骨鉄筋コンクリート造については「鉄筋コンクリート」単価を適用する。
- (2) 鉄骨構造、その他の構造の場合で、強度・耐久性が鉄筋コンクリート造と同等の工法である場合には、「鉄筋コンクリート」単価を適用し、その他は「ブロック」単価を適用する。なお、「鉄筋コンクリート」単価を用いる場合は、強度・耐久性が鉄筋コンクリート造と同等である旨を証明する書類（一級建築士等による証明）を添付すること。

別表第3（第14関係）

| 条項                                    | 提出書類及び添付書類   | 様式   | 提出部数   | 提出期日   |
|---------------------------------------|--|--|--|--|
| 規則第4条の規定による書類                         | 1 医療施設近代化施設整備費補助金交付申請書<br>2 施設整備事業計画書<br>3 施設整備事業費内訳書<br>4 医療施設近代化施設整備費補助金所要額調書<br>5 添付書類<br>(1) 補助対象区域の工事設計図及び工事仕訳書<br>(2) 収支予算書（見込書）の抄本<br>(3) その他知事が必要と認めるもの        | 第1号<br>第2号<br>第3号<br>第4号<br>第1号<br>第1号<br>第1号<br>第1号 | 1部<br>1部<br>1部<br>1部<br>1部<br>1部<br>1部<br>1部 | 別に定める  |
| 規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類 | 1 医療施設近代化施設整備費補助事業変更（中止、廃止）承認申請書<br>2 施設整備事業計画書<br>3 施設整備事業費内訳書<br>4 医療施設近代化施設整備費補助金所要額調書<br>5 添付書類<br>(1) 補助対象区域の工事設計図及び工事仕訳書<br>(2) 収支予算書（見込書）<br>(3) その他知事が必要と認めるもの | 第5号<br>第2号<br>第3号<br>第4号<br>第1号<br>第1号<br>第1号<br>第1号 | 1部<br>1部<br>1部<br>1部<br>1部<br>1部<br>1部<br>1部 | 変更（中止、廃止）の理由が生じた日から10日以内   |
| 規則第13条第1項の規定による書類                     | 1 医療施設近代化施設整備費補助金請求書<br>2 医療施設近代化施設整備費補助事業実績報告書<br>3 医療施設近代化施設整備費補助金精算額調書<br>4 収支決算書（見込書）<br>5 その他知事が必要と認めるもの  | 第6号<br>第7号<br>第4号<br>第1号<br>第1号                      | 1部<br>1部<br>1部<br>1部<br>1部                   | 当該事業を完了した日（規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から30日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日 |

